

有限会社 恵上商店
代表取締役 恵上貞之 様

宇佐市長 是永修治



許 可 証

令和5年1月10日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地及び名称	大分県中津市大字福島字ヤサブロ1617番地の1 有限会社 恵上商店
取扱一般廃棄物の種類	事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許可区分	収集及び運搬
収集区域	宇佐市全域
許可の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
条件	1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。 2 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯させ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 その他市長が必要と認める事項